

令和6年4月にお子様が中学校に入学する皆様へ

福井市教育委員会

## 令和6年度 就学援助制度について

福井市では、小中学校における義務教育を円滑に実施するため、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。この援助の対象は、原則として福井市に住民登録があり、福井市の小中学校に在学する児童生徒の世帯で、経済的に困窮している世帯（生活保護法に準ずる程度）や、最近生活状況が著しく困窮になった等の特別な事情があると認められる世帯です。

### 令和6年度 就学援助の内容（予定）

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| ・学用品費（定額）          | ・修学旅行費（対象費目に制限及び限度額あり） |
| ・校外活動費（限度額あり）      | ・通学費（遠距離通学者のみ）         |
| ・体育実技用具費（用具に限定あり）  | ・PTA会費（限度額あり）          |
| ・学校給食費             | ・医療費・通院費（距離に制限あり）※2    |
| ・新入学児童生徒学用品費（定額）※1 |                        |

※1 新入学児童生徒学用品費を入学前に受給された場合は、支給はありません。

※2 学校から指示があった病気を治療する際に、医療券の発行を希望することで、無料で治療できます。

### 就学援助を希望する場合

「就学援助受給申請書」（3月下旬頃、各学校に配布予定）に記入の上、  
入学後4月に学校に提出してください。（提出期限等は各学校にお問い合わせください。）

### 就学援助の認定について

就学援助の認定は、世帯全体の合計所得を基本とし、申請世帯の生活状況等を参考に審査を行い、認定・否認の判断を行います。

審査の基となる所得は、令和6年度（令和5年中）の世帯の総所得額です。

※令和6年1月1日時点で福井市に住民登録がない場合は、申請時に、所得証明書（令和6年1月1日時点での住民登録地で取得）又は所得が確認できる書類（源泉徴収票等）を添付する必要があります。また、確認のため、追加で所得を証明する書類の提出を求めたり、世帯状況について確認したりする場合があります。

※審査結果の通知は、市民税額が確定する6月下旬以降になります。

<お問合せ>

福井市 福井市大東中学校（担当：下崎）  
TEL：0776-54-6822

福井市 学校教育課（辻・澤田）  
TEL：0776-20-5350 FAX：0776-20-5344  
ホームページ [福井市 就学援助](#) [検索](#)